

## ( 7 ) 電子自治体の推進

多様な市民ニーズへの対応と利便性の向上、業務の見直しによる行政事務の簡素合理化を実現するために、ICT技術の利便を最大限活用して、地域情報化や行政情報化の諸施策を計画的に推進し、電子自治体の構築を図ってまいります。

### 地域イントラネット基盤施設整備事業の推進

イントラネット基盤整備を再構築し情報管理の一元化を図るとともに情報センターを中核とした市の情報化施策を推進します。

### 電子申請手続きの推進

インターネットを活用して、県・市町村の共同化システムにおける各種申請・届出の電子化を推進するとともに、広域的な公共施設予約システムの検討を図ります。

### 統合型GISの導入

市内部の地理情報を一元化し、様々な情報を相互利用できる環境を整備することで、事務の効率化・高度化、市民サービスの向上を目指します。

### 情報セキュリティー対策の強化

市民の個人情報や行政情報の保護・管理を行う対策を強化し、情報セキュリティーの向上に努めます。

### ホームページの充実

市政情報の提供等開かれた行政を推進するため、豊富でわかりやすい最新の行政情報を市民に広く提供するなど、ホームページの充実を図ります。

## (8) 財源確保対策

少子高齢化の進行や人口の伸び悩みなどに加えて、三位一体の改革の進展とともに国からの補助金・地方交付税の縮減が見込まれる厳しい財政状況の中で、快適に楽しく安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるためには、更なる収納率の向上や負担の適正化などに努め、より一層、自主財源を確保することが求められています。

### 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、行政コストに対する標準的な負担割合を検討します。また、現在徴収していない行政サービスについても受益者負担の原則の観点から、新たな徴収を検討します。その他、減免規定についても見直しを図ります。

### 市税等の徴収率の向上

歳入の確保を図るため、市民税や国保税及び使用料について市民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境づくりを行い、収納課の新設を行うとともに特別滞納整理本部を継続し、公平公正の観点からも一層の滞納整理事務の強化を図り、市税等の徴収率の向上に努めます。

## (9) 地方公営企業・土地開発公社の経営健全化

### 1 葛城市水道事業の経営健全化

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が国において策定され、地方公営企業については経営健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な葛城市水道事業の発展を図るため、民間的な経営手法を取り入れる等一層の経営基盤の強化と自立性の強化を推進します。

#### ・経営健全化策

### 料金の適正化・経費の節減

水道料金は公共料金であり、料金改定は市民の日常生活に直接影響を及ぼすため、現行の料金体系を維持できるような年度ごとの資金計画・事業計画を策定して経費の節減に努め、水道料金収入と営業費用の収支均衡を図ります。

### 収納対策の強化

水道事業の運営上必要な経費は、その事業による収入によって賄うという原則のもと、水道料金の収納については未納のないよう万全を期す必要があり、口座振替の推進を積極的に行うとともに戸別訪問等により収納対策の強化を図ります。

### 民間への業務委託推進

これまで職員が行っている業務で民間の手法により委託できるものは、安全性・効率性や経費面について十分に比較検討し、また先進地市町村等を調査して市民サービスを低下させない体制で業務委託の推進を図ります。

### 組織・定員の見直し

社会経済情勢の変化などに伴い多様化する市民ニーズや事業課題に的確に対応することができるように現在の事務分掌を見直し、限られた予算と人員で最大の効果が発揮できるよう簡素で、効率的な組織体制にするとともに、職員一人ひとりが主体的に取り組み、事務事業の迅速化を図ります。

### 人材の育成

民間企業と同等の経営意識とコスト意識が持てるよう職員の能力、資質の向上を図るため、公営企業関係団体等の開催する研修に積極的に参加します。

## 2 下水道事業

本市の下水道事業は、良好な生活環境の整備並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び豊かな自然環境の保全に寄与することを目指し、大和川上流流域下水道事業関連公共下水道事業として、昭和57年に事業認可を受けて着手し、平成4年に一部が供用開始され、全体計画面積1,967.0ha、事業認可面積1,230.6haの事業を進めております。

今後は、市の厳しい財政状況のなか維持管理費の増大が懸念されますので、下記の経営方針に沿って経費節減等の施策を確実に実行するとともに使用料の増収のために下水道の一層の普及促進を行うなど、下水道事業の合理的な経営を図ります。

#### ・経営健全化策

処理区域内受益者に対する普及促進を定期的に行い、下水道使用料の増収を図ります。

管渠工事における埋設管渠土被りの浅層化や小口径管渠の採用及びリサイクル材料の採用等を行い、工事費の縮減を図ります。

### 3 土地開発公社

土地開発公社においては、長期保有している資産の早期解消を行います。

市への先行取得用地の早期買収を要求し、有利子負債の圧縮を図り健全経営に努めます。

#### (10) 地域協働の推進

これからの市政を進めていくうえで、自治会、ボランティア、NPO等との連携、育成が必要不可欠であり、さらに積極的な情報公開を行い、これまで以上の市民の理解と協力による各種施策の取組を行ってまいります。

市民と行政がお互いに正しい情報を共有しながら、これまで以上に一体となり、自立するコミュニティの醸成に努めることといたします。

道路、河川、公園、広場等の清掃・補修作業などによる環境美化、地域コミュニティの充実による地域の自立と互助活動の推進など、自分たちの地域は自分たちの手で守り育てていく環境の醸成が不可欠となります。

また、市民が自らできること、お互いに助け合うことをひとつひとつ常に考えていく必要があります。

#### (11) 危機管理体制の確立

社会情勢の変化等に伴って、今までにない新たな事件、事故が発生しており、有事の際に想定される様々な危機に迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、関係機関と連携しながら、市民の安全・安心の確保を図ります。

#### (12) 今後のまちづくり方策

本市は、自然や歴史遺産の豊かさと住み良さが共存する街です。合併し新たなまちづくりに現在取り組んでおります。

将来を的確に見通し、厳しい財政状況を踏まえながら市民と行政が目標を共有し、ともに取り組む「協働のまちづくり」を目指します。

そのため、市民が地域や行政などで参加しまた参画できるような体制づくりを推進しなければなりません。

恵まれた自然環境、農村資源など水や緑に囲まれた優れた地域資源を有効に活用し、環境にやさしい企業の誘致や農産資源の加工、直売などのネットワークによる市外からの集客策や定住促進策、さらには構造改革特区や地域再生など、現在の法規制にとらわれることなく、個性あふれる活性化策などもあわせて検討していきます。